

第 47 回神戸市勤労者福祉事業懇話会 議事要旨

- 1 日 時 平成 29 年 8 月 1 日 (火) 午前 10 時 00 分～11 時 47 分
- 2 場 所 神戸市役所 1 号館 14 階 1141 特別会議室
- 3 出席者 板東 慧, 埋橋 孝文, 西村 智, 野口 昌宏,
磯川 須美子, 中島 栄吉, 森下 徹, 高木 貞治,
北尾 真理子 (順不同、敬称略)
(事務局)
小椋担当部長, 山出勤労市民課長, 中村勤労福祉係長,
安部担当係長, 壇, 松田

4 傍聴者 なし

5 議 題

- ア 勤労者福祉施設のあり方について
 - (ア) 勤労会館について
 - (イ) 勤労市民センターについて
- イ その他、勤労者福祉事業について

6 質疑要旨

ア 勤労者福祉施設のあり方について

(ア) 勤労会館について

- 勤労会館は現在、中央区役所と隣接しているが、区民まちづくり会議で提案された中央区役所の移転候補地である 3 案はいずれも勤労会館を併設可能なスペースがあるのか。
- ①バスターミナル案：どのような施設になるか未定であり、全市的な調整が必要である。
 - ②市役所周辺案：2・3号館の限られたスペースの中に、にぎわい施設や区役所、本庁舎などを配置するとなると、全市的な調整が必要である。
 - ③民間賃貸ビル案：体育館・ホールは構造的に不可能であり、機能は会議室等に限定される。
- 機能として残す必要はあるにしても、勤労会館の名称にこだわる必要はあるか。
- 勤労会館、青少年会館など、名称と利用者の実態がかけ離れてきているのではないか。

例えば「生涯教育センター」などに名称変更するとか、それとも勤労会館の名称に相応しい機能に変えていこうとしているのか、議論する必要があると考えている。
- 昨年度、全市の施設を対象に実施した包括外部監査では、全市的な観点で施設マネジメントを進めていくべきとの意見をもらった。

勤労会館の場合についても、地域支援事業などの用途も担うようになってき

ているなど、建設当初の社会情勢からも変化してきている。

- 人口減少社会が進み、むやみに箱物を建てることが許されない時勢になっている。名前にこだわる訳ではなく、機能優先で絞り込むことが大切と考える。
- 大阪では、府単位では「エル・おおさか（大阪府立労働センター）」などがあるものの、市立の勤労者福祉施設は存在せず、地域コミュニティセンターと統合されてしまっている。
将来に向けて、新たな機能を追加したり、名称を変更したりする必要もあるのではないか。
- 西宮市の勤労者福祉施設（勤労会館・勤労青少年ホーム）には就労支援機能があるが、高齢者と若者との間に世代間ギャップがあり有機的な連携がない。
神戸市では若者が利用可能な機能はどの程度存在するのか。少ないようなら整備する必要もあるのではないか。
- （県市連携の）ひょうご・しごと情報広場や、（いきいき勤労財団が勤労会館で運営する）生涯いきいき情報センターなど、複数チャンネルで対応しているのが本市の特徴である。
- 会館利用者にとって、無くしてはならない機能、他施設に集約しても差し支えない機能を見極める必要がある。
- 利用者アンケート結果でも示しているとおおり、三宮駅近の立地条件が高い利用率に反映していると思われる。駅近の条件を維持した上で、利用者の様々な用途に対応できる多機能施設が望ましいのではと考えている。
- 「三宮クロススクエア」が完成すれば、車による都心へのアクセスが阻害されないか懸念している。せめて緊急事態には対応できるよう配慮してほしい。
- 都心再整備にあたっては、障がい者の活動の幅を狭めないよう、配慮してほしい。
- 西宮市男女共同参画センター（WAVE）では、フリースペース（交流コーナー）が設けられ、学生の放課後自習利用が盛んである。
勤労会館にも若者向けのフリーな自習スペースを設けてもよいのでは。
- 本市では、青少年会館や区民センター等に設けたユースステーションや、図書館の一部などで同様の機能を設けている。
- 勤労会館と青少年会館の複合機能を持たせた施設であるとか、IT関係の情報を集めた施設の必要性だとか、マイカーからリース利用へ需要が移りつつあるとか、今後展開される新たな社会的変化にも対応できるよう、長期的な視野にたった機能選択が必要である。
また、長時間労働の問題、就業分野における今後の労働転換の必要性、他業種の人が集まることのできる機能なども関係して検討する必要がある。
事務局は、本日出た様々な意見をふまえた上で、庁内調整ののち、次回の懇話会でさらに具体的な案を提案していただきたい。

(4) 勤労市民センターについて

- ターミナル型の勤労市民センターとコミュニティ型の区民センター、理論上その位置付けは分けられているが、市民の利用実態はほぼ重なっている。
機能を分化すべきなのか、同じ機能として共有すべきなのかについて、議論を交わしていただきたい。
- 包括外部監査で「1区1区民センターはそれぞれ系統が異なり、連携はないが同じ機能を果たしている」との見解が示されているが、一体どういう意味なのか。
- それぞれ設立目的は異なるが類似する機能を持つ施設として、指定管理者間で連携を図るよう意見が出たもの。
- 勤労者福祉施設には企業福祉が後退した受け皿としての機能も求められているのではないか。
行政として本来何がしたいのか、どのような行政サービスを展開していきたいのか、市としてのスタンスを示してくれた方が、今後の議論を進めやすい。
神戸市における勤労者福祉事業の範囲とはどこまでなのか。神戸市では実施していないが、他都市で実施している事例なども調べた上で、体系的に整理し教えていただきたい。
- 勤労市民センター事業は、神戸市のローカル施策であり、今後は外部意見もふまえて点検・整理していく必要があるが、事務局としての意向は如何か。
- 包括外部監査の意見をふまえ、時間をかけてでも勤労市民センターのあり方を検討すべきと考えている。
- 今後は長期的視野として区民センターと一本化する方向で話を進めるべきではないか。
- 検討の際には、勤労者の4割を占める非正規労働者も考慮してほしい。
- 勤労市民センター利用者のうち、有職者率が22.5%、無職が58.1%という実績から、実態は区民センターと大差なく、「勤労」の名に囚われる必要は無いと思う。
- 勤労者の利用が困難な平日昼間時間帯を有効活用するために、主婦や高齢者の利用を増やすことはいたし方のない対応だと思う。
勤労者に限定した施設利用が困難な以上、施設の利用方法も柔軟に考えていくべきである。
- 区民センターと統合するとすれば条例の整理が必須となるが、どれほどの手間が必要とされるのか。またその目安はあるのか。
- 統合するとすれば条例の改正が必要であり、議会での議決が必要である。
例えば、あり方の議論に1年費やし、その後条例改正及び指定管理者選定の作業を進めるとすれば、2年は必要と思う。
- これまでは国の財政配分上の都合に引きずられ、勤労者という切り口で補助金等を活用し施設を整備してきたが、今日の市民生活上、その境目は無く、分けて考える理由も無い。
地域性と統一性、時間的な棲み分けなど、柔軟に考えながらそのあり方を整

理してもらいたい。

イ その他、勤労者福祉事業について

- （資料⑨P.3 キ 技能職魅力発信事業について）技能職者とは神戸マイスターとは別の分類か。
- 神戸マイスターとは、優れた技能を持つ人を認定し称号を付与するもので、技能職者と重なるものである。
技能職魅力発信事業については、市内の技能職者の魅力を発信するため、提案型委託事業の形で写真集を作成し、PRすることを考えている。
- （資料⑨P.2 ⑤技能職者福祉対策について）表彰等の対象となる女性の割合はどれくらいなのか。時代に応じて職種分類を見直したりはしないのか。
- 統計は持ち合わせていない。全体的には男性が多いが、美容師等女性の多い業界も存在する。職種は国に準じた分類であり、相当多岐にわたっている。
- （資料⑨P.9 オ 第1回「居場所」サミット in 神戸の開催について）初めて目にする行事だが、どのような活動なのか。
- 地域活動や地域コミュニティ形成支援の一環として、高齢者から子どもまでを対象とした、多世代・多機能の「地域の居場所づくり」を支援する事業で、市内外の居場所関係者が一堂に会し、ワークショップ等を行ったものである。
- 大変興味深い試みである。全国紙にも記者発表し広く周知すべき。

以上

【凡例】 □は委員の発言、○は事務局の発言